

自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

1. 適用

委託する設備は、委託者（以下「発注者」という）の設置する「2. 業務の対象」の自家用電気工作物とする。受託者（以下「受注者」という）は電気事業法、電気事業法施行規則等関係法規及び保安規程を遵守し、電気主任技術者業務を含む保安管理業務の円滑な遂行を図り、誠実にこれを行い、電気工作物の正常な維持、運用に努めるものとする。

2. 業務の対象

(1) 事業所の名称 公立大学法人 三重県立看護大学

(2) 事業所の住所 三重県津市夢が丘1丁目1番地1

(3) 電気設備の概要

需要設備

ア 設備容量 1, 625 kVA

三重県立看護大学 1, 400 kVA

公衆衛生学院 225 kVA

イ 受電電圧 6, 600 V

ウ 絶縁監視装置の設置 有

非常用予備発電装置

ア 設備容量 150 kVA

イ 出力 120 kW

ウ 発電電圧 220 V

エ 種類 ディーゼルエンジン

(4) 添付図書

ア 単線結線図（参考図であり必要に応じて現地確認すること）

3. 業務の前提

(1) 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を受注者に連絡する連絡責任者（施設管理担当者）を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するとともに、契約の履行に関して受注者との連絡にあてるものとし、点検を行う場合は、事前に連絡責任者の指示又は協議の上、実施日を決定し、やむを得ない理由により予定実施日を変更しようとする場合は、改めて協議のうえ定めるものとする。

(2) 受注者は電気事業法施行規則第52条の2第2号の要件を満たす者であって、以下の項目が社内規程等に明確かつ具体的に規定され、点検を含む保安管理業務を実施できる者であること。

ア 保安管理業務にあたる者は受注者の役員又は従業員であること。

イ 保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。

ウ あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューをおこない適切な改善を図ること。

エ 保安業務担当者は保安管理業務以外の職務を兼務しないこと。

オ 保安業務担当者及び保安業務従事者は電気主任技術者免状の交付を受け、平成15年経済産業省告示第249号に規定された自家用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間を有するものとする。

カ 保安業務担当者は事業所の点検を自ら行うこと。

ただし、以下の場合は発注者の承諾を得て保安業務従事者に点検を行わせることができる。

- (ア) 保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者から的確に行われる体制となっていること。
- (イ) 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。
その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。
- (ウ) 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、経済産業省告示（平成15年経済産業省告示第249号）第3条第3項の値（以下「告示の値」という。）を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。
- (エ) 受注者は、保安業務担当者及び保安業務担当者より点検を指示された保安業務従事者の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により発注者に通知するものとし、変更が生じた場合も同様とする。なお保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。
- (オ) 発注者は、前項の通知を受け保安業務担当者及び保安業務担当者より点検を指示された保安業務従事者と面接等を行い、本人確認を行うものとする。

(3) 再委託の禁止

受注者は委託業務を再委託してはならない。

- (4) 受注者は高電圧、高所作業等における労働災害事故に備え、労働者災害補償保険に加入するものとし、労働者災害補償保険証の写しを発注者に提出するものとする。

(5) 人員及び体制

受注者は、保安管理業務を実施するにあたり、受注者の従業員である者から5名以上の体制を整え、その構成は全員が電気主任技術者及び1名以上の第1種電気工事士をもってあてるものとする。

受注者はこれらの者の氏名、生年月日、実務経験、有する資格及び電気主任技術者免状の種類及び番号、第1種電気工事士免状の番号の一覧、電気主任技術者免状及び第1種電気工事士免状の写し、第1種電気工事士にあっては電気工事士法第4条の3の定期講習を5年以内に受講した証明書の写し、体制構成員全員の本人であることを示す身分を証する証明書を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

(6) 保安業務担当者の連絡場所

保安業務担当者又は保安業務従事者は電気工作物の設置場所まで遅滞なく到達できなければならない。遅滞なくとは1時間以内とする。

4 保安管理業務の対象の把握

受注者は、保安管理業務等の遂行上必要がある場合は、独力で、現地、電気保安に関する書類、図面及び記録等を調査するものとする。

調査にあたっては、あらかじめ調査日時、調査対象等について施設管理担当者に承諾を得るものとする。

5. 保安管理業務の内容

保安管理業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 受注者は電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として下記により別表「電気設備点検

基準」のとおり行い、電気設備技術基準（以下「技術基準」という）の規程に適合しない事項がある場合には、必要な提案又は助言を行うものとする。

ア 月次点検は施設の点検、測定及び試験を隔月1回行うものとする。

ただし、年次点検を行う月は月次点検を行わないものとする。

点検を行う場合は、事前に施設管理担当者に実施日を連絡し、承諾を得るものとする。やむを得ない理由により予定実施日を変更しようとする場合は、改めて協議のうえ定めるものとする。

イ 年次点検（電気設備定期点検）は施設の点検、測定及び試験を年1回行うものとし、月次点検を含むものとする。

点検日時は休日を含む発注者が指定する日に実施するものとする。ただし、気象条件、災害、業務等による日程変更をする場合がある。なお、定期点検における停電可能時間は約4時間であり、停電非停電に関わらず作業可能時間は約4時間である。

ウ 臨時点検又は発注者の依頼により必要に応じて施設の点検、測定及び試験を行うものとする。

エ 電気工作物の工事中の点検は、別表「電気設備点検基準」のとおり行うものとする。

（2）受注者は保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次のアからエに掲げる自家用電気工作物であって、受注者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が受注者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

（ア）建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

（ウ）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

（エ）機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

（オ）内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

（ア）立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を行う場所、放射線管理区域等）

（イ）情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

（ウ）衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

（エ）機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

（オ）立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（カ）器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

ウ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

エ 感染症等の影響により立ち入りが制限される場所

（3）受注者は電気工作物の工事及び円滑な運用、維持を図るため、技術基準に適合するよう、下記の場合について、発注者に提案又は助言を行うものとする。

ア 電気工作物の設計の審査については、発注者の通知を受けてその都度行い、技術基準の規程に適合しない事項がある場合。

イ 電気工作物の工事で、電気工作物の設置又は変更の工事が1週間以上にわたる場合は、発注者の通知を受けて毎週1回点検を行い、技術基準の規程に適合しない事項がある場合。

ウ その他、電気工作物の工事、維持及び運用について、技術基準に適合しない事項がある場合。

(4)受注者は電気工作物について、電気事故、災害、その他電気工作物に異常（漏電含む）が発生し、また発生するおそれがある場合において、発注者から通知を受けたとき及び受注者の点検中に同様であるときは、原因究明及び応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）を施すものとし、再発防止についてるべき措置を提案又は助言し、必要に応じて臨時点検を行うものとする。

また、電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及びその手続を行うものとする。措置等にかかる費用等は、発注者受注者で協議するものとする（応急措置等の初動対応は本契約に含まれる）。

なお、受注者はこれに対応するため保安管理担当者及び電気主任技術者又は電気工事士相当の知識を有する者5名以上の24時間体制を整えるものとし、この体制を自家用電気工作物保安管理業務委託共通仕様書に定める業務計画書に添付して発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

(5)受注者は月次点検にて低圧回路の絶縁状態として、B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流を測定する。

(6)変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点接地器、避雷器及びOFケーブルが高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

(7)受注者は月次点検のほか、発注者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかつたか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行うこと。

(8)受注者は、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合、修理、改造等を設置者に指示又は助言すること。

(9)発注者は、保安管理業務の結果について受注者から報告を受け、その記録（当該業務を実施した保安業務担当者等の氏名を含む。）を確認及び保存すること。

(10)保安業務担当者等は、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された保安業務担当者等であることを発注者に対して明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(11)受注者は発注者がおこなう当該業務委託による電気主任技術者の外部委託に必要な関係官庁その他に対する一切の書類を作成及び提出するものとする。

その他竣工検査業務、手続業務等の上記以外の費用は発注者の負担とする。

(12)電気事業法第107条に基づいて行う立入検査には発注者の通知に基づいて受注者が保安業務担当者を派遣して立会うものとする。

(13)前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務、測定業務、開閉器等の操作業務、及びその他業務を行うものとし、費用は発注者の負担とする。

6. 相互の連絡

発注者及び受注者は、保安管理業務を的確に遂行するうえで必要となる以下の事項について、相手方に連絡するものとする。

(1)発注者は次に掲げる場合はその具体的な内容を遅滞なく受注者に通知するものとする。

ア 遅滞なく連絡する事項

(ア)電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。

(イ)安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となる恐れがある場合。

(ウ)有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等の恐れが生じた場合。

- (イ) 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
- (オ) 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。

イ その他連絡する事項

- (ア) 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
- (イ) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
- (ウ) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
- (エ) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- (オ) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
- (カ) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
- (キ) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
- (ク) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
- (ケ) 電気事業者との需（受）給契約を変更する場合。
- (コ) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
- (サ) 充電中の電気工作物に接近、又は接近する恐れがある作業等を行う場合。
- (シ) その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (ス) 緊急時の連絡先等を変更する場合。

(2) 受注者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとします。

- ア 受注者の就業時間内、時間外における受注者への連絡方法。
- イ その他必要な事項。
- ウ 緊急時の連絡先等を変更する場合。

7. 相互の義務

- (1) 発注者は、受注者が実施する保安管理業務に関し受注者に協力するとともに、受注者の提案、助言した事項及び受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 発注者は、保安規程に従い、電気工作物の自主保安につとめるものとする。
- (3) 発注者は、電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、受注者に意見を求めるものとする。
- (4) 発注者は、電気関連法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に提出する書類の内容が保安管理業務に關係のある場合には、その作成及び手続きについて受注者に提案助言を求めるものとする。
- (5) 受注者は、発注者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか問診を行うものとする。
- (6) 受注者は、発注者の保安規程に基づき保安管理業務を誠実に行うものとする。
- (7) 本仕様書に定めがない事項は、その都度発注者及び受注者が協議し決めるものとする。

8. 保安教育

- (1) 受注者は発注者の要請に基づき、発注者が職員に行う電気工作物に関する保安教育、災害その他電気事故についての教育訓練について協力するものとする。

(2)受注者は電気工作物の保安に関する講習を年1回以上行うものとし、発注者の職員が必要に応じて受講できるものとする。

9. その他

(1)電気事業法施行規則第52条第2項の申請が1月以内に承認を得られなかった場合、または取り消された場合、発注者は一方的に委託契約を解除することができる。